

茨木市立図書館無線 LAN 利用のガイドライン

平成28年2月1日

茨木市立中央図書館長決定

1. 設置目的

図書館利用者の調査研究のための情報提供サービスの一環として、無線 LAN を設置する。

2. 無線LANについての当館の基本姿勢

無線LAN利用者は、利用者自身の判断と責任でインターネット上の情報を選択し、利用するものとする。

3. 利用について

①利用資格

利用者は個人とする。

②利用回数・利用時間

利用時間は、図書館開館時間内とする。

利用時間上限は、1日1回2時間とする。2時間を経過すると自動的に切断される。

③利用場所

茨木市立中央図書館1階 レファレンスコーナー・パソコン利用席

④利用料金

無料

⑤利用方法

無線 LAN の利用を希望する者は、無線LANを受信できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末などを持参する。

無線LANを利用するための申請等は不要とする。ただし利用者は事前に本ガイドラインを確認し、同意の上、利用するものとする。

相談カウンターに掲示されている当日限りのパスワードを、利用者自身が確認して利用する。

⑥利用範囲

調査研究に必要なホームページの閲覧

⑦利用制限

下記の行為は禁止する。

- ・有料サイトやアダルトサイト等へのアクセス
- ・データのダウンロード
- ・メールやLINEの送受信、ゲーム等の発信、書き込み
- ・動画の閲覧

⑧利用上の注意

利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)他の利用者、第三者の著作権、もしくはその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

- (2)他の利用者、第三者の財産、もしくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3)上記(1)(2)の他、他の利用者に不利益若しくは損害を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- (4)他の利用者、又は第三者を誹謗中傷する行為。
- (6)犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結び付く行為、又はそのおそれのある行為。
- (7)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、もしくは無線LANに関連して使用し、又は提供する行為。
- (8)通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- (9)前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為。

4. 運用の中止

図書館は、以下の理由により、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1)無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2)無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (3)図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他図書館が、無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

5. 免責事項

- (1)図書館は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。
- (2)無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、図書館は一切責任を負わない。
- (3)利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。
- (4)無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パソコンの機種、OS、ソフト等によって、無線LANを利用できない場合があっても、図書館は一切責任を負わない。
- (5)ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、図書館は一切の責任を負わない。
- (6)利用者が無線LANを利用したことにより他の利用者及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用者の資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わない。
- (7)図書館は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録、又は特定のWebサイトへの接続を制限することができる。